

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月29日

岩沼市下水道事業管理者
岩沼市長 鬼澤 聡

記

1 入札に付する事項

対 象 件 名	令和8年度 岩沼市公共下水道事業 桜五丁目外地内污水管渠調査業務
入 札 方 式 等	制限付き一般競争入札 入札後資格確認型
入 札 回 数	初度の入札及び再度の入札を合わせ3回を限度とする。
予 定 価 格	事後公表とする。
最低制限価格	設定無し
履 行 場 所	岩沼市 桜五丁目 外 地内
履 行 期 間	契約締結日の翌平日 から 令和9年3月31日 まで
業 務 概 要	潜行目視調査工 460m 報告書作成 一式 高圧洗浄車清掃工 460m
支 払 条 件	①契約保証金 契約金額の10分の1以上の額 ②前払い 無し
そ の 他	

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

岩沼市契約事務規則（平成31年規則第17号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づく令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格（物品製造・役務の提供等）を有している業者で、次の要件を満たしていること。

承認区分	令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格（物品製造・役務の提供等）の施設管理又はサービス業の承認を受けていること。
事業所の所在地に関する条件	宮城県内に営業所を有する者。
履行実績に関する条件	過去10年間に同種（下水道管路調査）の業務委託を元請として受注し、履行した実績があること。
入札保証金	免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者から落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収することがある。
その他	① 岩沼市から指名停止を受けている期間中の者で無いこと。 ② 令第167条の4の規定に該当する者で無いこと。 ③ 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱別表各号に該当する者で無いこと。 ④ その他、岩沼市制限付き一般競争入札実施要綱によるものとする。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札後資格確認用一般競争入札参加申請書の提出期限	令和8年10月30日(金)から 令和8年11月13日(金) 16時00分まで(必着)	〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号 総務部総務課契約係 ※持参又は郵送。郵送による場合は、切手を貼付した返信用封筒1枚を添付すること。
入札日(開札日)	令和8年11月18日(水) 10時30分から	市役所6階 第1会議室 ※受付印の押印された一般競争入札参加申請書を持参すること。
入札参加資格確認書類の提出期限	令和8年11月20日(金) 16時00分まで(必着)	総務部総務課契約係 ※持参又は郵送
設計図書等の閲覧	令和8年10月29日(木)から 令和8年11月18日(水)まで	岩沼市ホームページ ※設計図書等は貸出も行う。希望者は、事前に総務課へ電話連絡のこと。 ※貸出す設計図書等は、岩沼市ホームページ上のものと同一。
設計図書等に対する質問の受付	令和8年10月29日(木)から 令和8年11月11日(水) 15時00分まで	総務部総務課契約係 FAX:0223-24-0897 メール:keiyaku@city.iwanuma.miyagi.jp ※書面、FAX又は電子メールによる。なお、質問に対する回答書は、閲覧に供する。
回答書の閲覧	令和8年11月13日(金)から 令和8年11月18日(水)まで	岩沼市ホームページ

- (注) 1 上記の期間は、岩沼市の休日を定める条例(平成元年条例第36号)に規定する休日(以下「休日」という。)は除く9時00分から16時00分までとする。
(12時00分から13時00分までを除く。)
- 2 入札参加資格確認申請書類・各種様式等については、岩沼市ホームページから最新の様式をダウンロードし、使用すること。
(<https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/business/keiyaku/kakushu-yoshiki.html>)

4 入札参加の申請等

入札参加希望者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、一般競争入札参加申請書（様式第1－1号）を持参又は郵送により提出（正副2部、うち1部は受付印押印後返却）しなければならない。ただし、入札後資格確認型の場合は、入札参加申請書提出時に9(2)に示す入札参加資格確認書類の提出は不要とする。

5 入札の方法等

- (1) 郵送、電報、FAXその他電気通信による入札は、認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切捨て。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格の入札をしたものを落札候補者とする。
- (4) 予定価格事後公表において、予定価格内の価格の入札が無い場合は、再度の入札を行う。
- (5) 入札者の失格に該当した者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札の結果、予定価格以下で入札をした者が無い場合は、不落とする。また、入札参加資格確認の結果、不落となることがある。
- (7) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

6 入札者の失格

次のいずれかに該当する入札者は、失格とする。

- (1) 入札期日において、令第167条の4に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 入札期日において、規則第4条に規定する競争入札の参加資格又は規則第7条第1項第2号に規定する市が公告した一般競争入札における必要な資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、市から指名停止を受けているとき。
- (4) 入札期日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき。
- (5) 入札期日において、銀行取引停止となっているとき。
- (6) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (7) 指定された日時及び場所に参加しないとき。
- (8) 受付印押印済みの一般競争入札参加申請書を持参しないとき。
- (9) 入札書を投入しないとき。
- (10) 入札公告に示した入札参加条件に違反したとき。

- (11) 入札に際し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (12) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (13) 入札執行者が、前2号のいずれかに該当するおそれがある又は次に掲げる事例に該当すると認めたとき。
 - ア 経費内訳書の提出を求めた案件であって、経費内訳書の提出がない、提出された経費内訳書が白紙である、又は記入内容が不明瞭であるとき。
 - イ 経費内訳書の提出を求めた案件であって、入札書と明らかに異なる件名又は入札書と異なる金額の経費内訳書が提出されたとき。

7 経費内訳書の提出について

- (1) 入札参加者は、最初の入札時に、入札執行者の指示により入札書に記載されている金額と一致している経費内訳書を提出することとし、書類の提出の無い入札は失格とする。また、書類に不備のある場合は原則失格とする。
- (2) 経費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 経費内訳書は、返戻しない。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一件名の入札において、入札者が2以上の入札をしたとき。
- (2) 入札書の内容又は提出方法に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者の意思が明らかでないと認められるとき。
 - ア 入札書を訂正した場合において、入札者の訂正印（又は署名）を欠く入札
 - イ 入札書の日付が入札書の提出日と異なる入札
 - ウ 入札書に住所、商号又は名称、代表者役職氏名の記入を欠く入札
 - エ 代表者が入札を行う場合において、代表者印又は入札参加資格審査申請の委任状で使
した印鑑（以下「使用印鑑」という。）の押印を欠く入札
 - オ 代理人（代表者が受任者となる場合も含む。）が入札を行う場合において、代理人氏名
の記入及び受任者印鑑の押印を欠く入札又は代表者の使用印鑑が押印されている入札
 - カ 金額を訂正した入札又は金額の記入が不鮮明な入札
 - キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ク 入札書の件名に錯誤がある入札
 - ケ 入札書と当該入札書を封入した封筒に記入された件名が明らかに異なる入札（封筒に件
名の記入がない場合も含む。）
 - コ 入札書が封筒に封入されていない入札（再度の入札を除く。）
 - サ 入札書が訂正の容易な筆記具で記入されている入札

9 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者の決定については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った落札候補者の入札参加資格の有無を審査し決定するものとする。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出

提出書類 及び部数	① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1－2号）・・・2部 （うち1部は受付印押印後返却する。） ② 一般競争入札参加資格審査資料（様式第1－2号資料）・・・1部 ※岩沼市以外の実績の場合は、実績を証明できるもの（仕様書、契約書等）を添付すること。 ③ 宮城県内に営業所を有する証明書（登記簿等）の写し・・・1部
--------------	--

- (3) 入札参加資格を有しないとされた者は、その理由について審査結果通知後2日以内に書面で問合せをすることができる。
- (4) 審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格が無いときは当該落札候補者の入札は無効とし、予定価格以下で次順位の価格で入札した者を落札候補者として、同様の審査を行い落札者を決定する。

10 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、開札日の翌日より5日（休日を除く。）以内に電話及び電子メールにて通知する。

11 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を市のホームページで公表する（前記9等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

12 その他

- (1) 入札参加者は、入札に当たって上記事項を遵守しなければならない。
- (2) 業務内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。
- (3) 詳細又は不明の点については、岩沼市総務部総務課契約係に照会のこと。

（電話：0223－23－0185）